

2022年8月30日 制定

2023年3月1日 施行

医療健康データ科学研究ネットワーク コンサルティング事業規約

(趣旨)

第1条 この規約は、医学・健康科学研究における統計的課題の解決及び統計実務者の技量向上に資する目的で行われる医療健康データ科学研究ネットワーク（以下、「ネットワーク」）におけるコンサルティング事業に関する必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規約においてコンサルティングとは、医学・健康科学研究での統計的手法の実践や実務において、統計実務者が現在遭遇している、あるいは、過去に遭遇した解決の難しい又は解決法が明らかでない課題案件（以下、「コンサルティング案件」）に対してネットワーク内に設置されたコンサルティング委員会がその専門的知識に基づいて指導又は助言を行う。本コンサルティング事業は、ネットワークの公共的活動の一環であり、コンサルティングは無料とする。特定の法人の営利と関係性のある課題案件は対象外とする。

(コンサルティング委員会)

第3条 コンサルティング委員会は、ネットワーク運営委員会の下部組織として設置され、コンサルティング案件に対する指導又は助言を行う。

(2) コンサルティング委員会の委員はネットワーク運営委員会により任命され、任期は2年とする。任期途中の委員の交代については前任者の残存任期を引き継ぐ。

(3) 委員会を統括する委員長は、ネットワーク運営委員会の構成員とし、ネットワーク運営委員会により任命され、任期は2年とする。任期途中の委員の交代については前任者の残存任期を引き継ぐ。

(コンサルティングの申込)

第4条 コンサルティングの申込は、本コンサルティング事業の育成対象であるネットワーク加盟団体に所属する統計実務者（以下、「申込者」）を通してなされる。申込者は、所属団体の研究者から寄せられた医学・健康科学研究における統計的課題をコンサルティング案件として取り纏め、コンサルティング委員会にコンサルティングの申込みを行い、コンサルティング委員会の指導、助言を受ける。申込の際には、コンサルティング案件に対して所定の様式によるコンサルティング申込書（以下、「申込書」）を作成し、コンサルティング委員会に提出するものとする。

(実施の原則)

第5条 コンサルティング案件は、原則として、医学・健康科学研究における統計的な課題であり、その解決に生物統計学、統計科学の専門的知識を要するものとする。

(受入れの決定)

第6条 コンサルティングの受入れは、申込書を受理したコンサルティング委員会の委員長が決定する。受入れの決定に必要な情報が不足する場合、コンサルティング委員会の委員長は、申込書の修正や参考資料の提出等を求めることがある。

(実施手順)

第7条 コンサルティング案件の受入れ後、コンサルティング委員会はコンサルティング案件に対する内容確認、指導、助言を行うための会議を実施することがある。

(中止又は実施期間の変更)

第8条 申込者又はネットワーク加盟団体の都合により一方的にコンサルティングを中止することはできず、コンサルティング委員会の同意を必要とする。

(2) コンサルティング委員会の委員長は、やむを得ない理由があると認めるときは、コンサルティング業務の中止又は実施期間の変更を決定することができる。

(完了報告)

第9条 オンライン会議等での指導・助言によって申込者の理解・了解を得られた場合、コンサルティング委員会はコンサルティング完了報告書を申込者に提供し、これをもってコンサルティングは完了とする。

(中止・変更に伴う免責)

第10条 コンサルティングの中止や期間変更により加盟団体又は所属する個人が損害や不利益を受けた場合には、コンサルティング委員会及びネットワークはこれらに対する賠償の責任を負わない。

(業務内容、結果に伴う免責)

第11条 コンサルティング委員会及びネットワークは、コンサルティング業務の内容又は結果に対して一切の保証をしない。また、申込者に損害や不利益が発生した場合においても、当該賠償についての責任を負わない。

(秘密保持)

第12条 コンサルティング委員は、コンサルティング業務の実施にあたり、コンサルティング案件を生じた医学・健康科学研究において非公開とすべき内容を申込者との協議により定め、その内容を第三者に開示してはならない。

(オーサーシップ、知的財産の取扱い)

第13条 コンサルティング案件に関連する医学・健康科学研究を発表する際、コンサルティング事業は責任・説明の義務を負わず、オーサーシップの対象にはならないものとするが、統計的課題の解決のためにコンサルティングを受けたことの謝辞を記載しなければならない。

(2) コンサルティングの結果として新たな知的財産が生じた場合、コンサルティング委員会は知的財産の取扱いについて申込者と協議することができる。

(コンサルティング内容の共有)

第14条 コンサルティング委員会は、コンサルティング完了報告書の内容に対して、申込者とその所属機関及び統計的課題が生じた医学・健康科学研究名を同定可能な情報、及び、事前に定めた非公開の情報を削除した上で、ネットワーク内で共有することができる。

(事務)

第15条 コンサルティング業務に関する事務は、統計数理研究所医療健康データ科学研究センター事務局が担当し、処理する。

(その他)

第16条 本規約の承認及び改訂は、ネットワーク運営委員会の過半数の承認をもって行うことができる。

(2) コンサルティング業務の運営その他に関して疑義が生じた場合には、コンサルティング委員会及びネットワーク運営委員会の協議により解決を図るものとする。

附 則

この規約は2023年3月1日から施行する。